

会議録

会議の名称	平成29年度第2回西東京市建築審査会
開催日時	平成29年5月18日（木曜日）午後2時00分から午後3時00分まで
開催場所	保谷庁舎2階第1会議室
出席者	【委員】室木委員、齋藤委員、上木委員、杉崎委員、鈴木委員、 【事務局】柴原都市整備部まちづくり担当部長 清水建築指導課長、久保田主幹、榎戸係長、小貫係長、稲船主任
議題	議題1 第1回会議録について 議題2 建築基準法第43条第1項ただし書許可運用指針等について 議題3 建築基準法43条第1項ただし書同意について 議題4 その他
会議資料の名称	資料1 本日の次第 資料2 第1回会議録（案） 資料3 建築基準法第43条第1項ただし書許可運用指針等について 資料4 議案第1号 法第43条第1項ただし書 資料5 議案書の添付資料について
記録方法	■全文記録 □発言者の発言内容ごとの要点記録 □会議内容の要点記録
会議内容	
○委員 それでは、西東京市建築審査会第2回会議を開会します。 本日は、委員全員のご出席をいただいておりますので、西東京市建築審査会条例第 6 条第 2 項の規定により会議が成立しております。 なお、西東京市建築審査会施行規則第 3 条の規定により会議録を作成し、会長のほか委員 1 人が署名することとなっております。本日の会議録の署名については、上木委員にお願いいたします。 また、本審査会の会議は、条例により原則公開となっております。本日の会議につきましても、原則どおり公開とさせていただいてよろしいでしょうか。 （異議なし） それでは、そのように取り扱わせていただきます。 本日は、会議の傍聴希望はありますか。 ○事務局 本日の傍聴希望はございません。 ○委員 それでは、会議次第に沿って議事を進めます。議題 1 第 1 回会議録（案）について、事務局から説明をお願いします。 ○事務局 第 1 回会議録（案）についてご説明させていただきます。 会議録につきましては、本日、発言者の内容のご確認とご了承をいただいた後に、会長及び第 1 回会議録の署名人である齋藤委員にご署名いただく予定でございます。また、公開の方法は市の情報公開コーナーにおける公開と、市ホームページでの公開となります。公開のタイミングにつきましては、建築審査会として決定したタイミングで公開の手続きとなりますので、審査請求などの場合は同意案件などとは別の扱いとして裁決まで至った後に公開となります。会議録の取扱い等については以上となります。事前にご送付させていただいております第 1 回会議録の案につきまして、ご発言いただきました内容に修正などございましたら、ご意見をお願いいたします。 ○委員 委員の皆様からご質問又はご意見がありましたらよろしくをお願いいたします。	

4 ページの一番下でございますが、下から 2 行目の中段、基準日の日の削除をお願いします。

ほかにご覧いませんか。よろしいですか。それでは、本件については、後ほど齋藤委員の署名を受け、公開の手续をお願いいたします。

それでは、次に議題 2 である建築基準法第 43 条第 1 項ただし書き許可運用指針等について、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局

まず、はじめにお手元に配布しております資料の種類についてご説明いたします。右上に資料番号を記載しております。

資料 2-1 が「第一回審査会における指摘事項」、資料 2-2 が「西東京市建築基準法第 43 条第 1 項ただし書き許可運用指針」の修正版、資料 2-3 が「西東京市建築基準法第 43 条第 1 項ただし書き許可に関する審査基準」の修正版、資料 2-4 が「西東京市建築基準法第 43 条第 1 項ただし書き許可運用指針 第 8 に基づき同第 4 第 3 項について別に定める事項」の修正版、資料 2-5 から 7 は前回審査会でお配りした資料で、参考にお配りしております。必要に応じてご覧ください。資料 2-5 が「西東京市建築基準法第 43 条第 1 項ただし書き許可運用指針」の前回案、資料 2-6 が「西東京市建築基準法第 43 条第 1 項ただし書き許可に関する審査基準」の前回案、資料 2-7 が「西東京市建築基準法第 43 条第 1 項ただし書き許可運用指針 第 8 に基づき同第 4 第 3 項について別に定める事項」の前回案です。

資料 2-1「第一回建築審査会における指摘事項」をご覧ください。

資料 2-1 の指摘事項の順番に沿って修正内容をご説明いたします。なお、指摘事項以外にも文言等を調整し前回案から修正した部分がございます。それらの箇所についても資料 2-2 から 4 において赤字下線で表示しておりますが、説明は省略させていただきます。

資料 2-1、1 枚目中ほど【2】に運用指針に関する指摘内容を記載しております。

まず一点目は運用指針の第 4 の 3 についてです。こちらでは審査基準に適合しない場合、市長は交通上、安全上、防火上及び衛生上の支障の有無について個別に判断することを規定しています。その上でただし書きが、審査基準中基準 3 第 1 号に定める全員の承諾を得られない案件については、前回案では「関係権利者の所在が不明等、市長が関係権利者の全員の同意を得ることができないやむを得ない事情があると認めるときに限る」としておりました。

それに対し、この案だと認められる理由は「関係権利者の所在が不明」の場合かそれに類する場合に限られ、例えば既に建築基準法の道路に接している敷地の所有者から承諾がもらえない場合などは認められないことになるのでは、それらの場合も認めるのであればそれを読める文書にすべきという旨の指摘をいただきました。

資料 2-2、2 枚目第 4 の 3 をご覧ください。

修正案は認められる場合を列举する形とし、

- (1) 関係権利者の所在が不明等で同意を得ることが困難な場合
- (2) 道路に 2 メートル以上接する敷地の所有者等から同意を得ることが困難な場合
- (3) その他同意を得ることが困難な正当な理由がある場合

と規定しました。

次に審査基準の修正内容をご説明します。恐れ入りますが資料 2-1 にお戻りください。

資料 2-1、1 枚目下段【3】に審査基準に関する指摘内容を記載しております。

まず一点目は序文についてです。前回案では、敷地が水路等に接するなど道路になり得ない案件も含めて申請者が法第 42 条に規定する道路とすべく努力することを建築審査会付議の要件として規定していました。

資料 2-3、1 枚目冒頭の序文をごらんください。

修正案は、「道路とすべく努力し、努力した結果、その実現が困難であると認めるものに限る」という付議要件について、基準 3 のみに適用する形としました。

続いて基準 3 (1) の修正内容についてご説明します。

恐れ入りますが資料 2-1 にお戻りください。2 枚目、上段〔2〕をご覧ください。

前回案では、現況の道の部分について不動産登記簿上分筆し、地目を公衆用道路として登記することについて権利者の承諾をもらうこととしておりました。

それに対し、現況の道の部分はもとより、セットバックして将来的に道になる部分こそ分筆、公衆用道

路として地目の登記が必要では、との指摘をいただきました。

資料 2-3、1 枚目下段、基準 3 (1) をご覧ください。

修正案は、現況の道だけではなく「道の境界線間の土地」について将来分筆、公衆用道路として登記することについて権利者の承諾をもらう規定としました。

次に「西東京市建築基準法第 43 条第 1 項ただし書許可運用指針 第 8 に基づき同第 4 第 3 項について別に定める事項」の修正内容をご説明します。恐れ入りますが資料 2-1 にお戻りください。

資料 2-1、2 枚目中段に【4】に別に定める事項に関する指摘内容を記載しております。

まず一点目は (3) についてです。前回案では、建築物の外壁面（外壁、ひさし、バルコニー、出窓等を含む。）から隣地境界線までの距離を 50 センチメートル以上確保した通路を設けることとしておりました。

それに対し、外壁面から隣地境界線までの距離だと、隣地境界線上に塀等の工作物があつた場合、有効幅で 50 センチメートル確保できないがいいのか、避難を主眼とした「通路」の設置を求める規定なのか、空間の確保を主眼とした「空地」の確保を求める規定なのかわかりにくい等の指摘をいただきました。

資料 2-4、(3) をご覧ください。

修正案は、本規定は衛生上の観点から設けていることから、避難通路ではなく、空間の確保を求める規定としました。

続いて (4) の修正内容についてご説明します。

恐れ入りますが資料 2-1 にお戻りください。

前回案では、基準に定めるもののほか、防火性能について市長が特に必要と認める事項、としか記載していませんでした。

それに対し、審査基準中基準 1, 2 に適合せず一括にのらなかったときは防火性能についてどのような規制を課すのか読み取れない、基準 3 (5) 相当のことを求めるならそう明記すべき等の指摘をいただきました。

資料 2-4、(4) をご覧ください。

修正案は、(4) アでこの別に定める事項が適用される全ての案件について審査基準中基準 3 に適合する計画と同等の防火性能の向上を求めるとともに、イで周囲の状況等によりさらなる防火性能の向上を求めることができる規定といたしました。説明は以上です。

○委員

前回基本的に申請者の方が読んで西東京市が考えている基準の内容が良く理解されることという趣旨であつたと思っております。申請者が内容をよく理解できるようにという視点で直していただいたのがただいま説明にあつた内容でございます。それでは委員の皆様からご質問やご意見のほうよろしく願いいたします。

○委員

これは事前に各委員の皆様にもメール等々で連絡はされているのですか。

○事務局

はい。

○委員

それでは、よろしいでしょうか。本件について、審査会として了承したいと思いますがいかがでしょうか。

(異議なし)

○委員

それでは了承することいたします。

では次に 議題 3、議案第 1 号、建築基準法第 43 条第 1 項ただし書許可に関する同意議案の審議をいたします。では、事務局から説明をお願いします。

○事務局

お手元の議案第 1 号をご覧ください。

一番上に概要をまとめた議案書をつけております。

本件は西東京市北原町二丁目において一戸建ての住宅を新築する計画です。計画敷地は西武新宿線田無駅の北側約 1.2 キロメートルに位置しています。机上の都市計画図に矢印で示した位置です。敷地が法第 42 条に規定する道路に接していないことから法第 43 条第 1 項ただし書きの許可申請がなされたものです。

計画敷地は第一種低層住居専用地域、指定容積率 80 パーセント、指定建蔽率 40 パーセント、第一種高度地区に位置しております。また、準防火地域、防火地域以外の区域に位置しております。なお、西東京市の場合は準防火地域、防火地域外の市域全てを法第 22 条に基づき屋根等の火災に対する性能を強化する区域に指定しております。

右上のページ番号 1 をご覧ください。こちらは理由書になります。申請者から提出されたものになります。計画敷地が接する私道を法第 42 条に規定する道路とできない理由や私道部分を将来的に道として維持管理すること等から許可を申請する旨が記載されています。

ページ番号 2-1 をご覧ください。こちらは案内図になります。凡例の通り、赤色で示した部分が法第 43 条第 1 項ただし書を申請するにあたり、関係権利者の承諾を得た道の範囲、こちらを本件図面では法第 43 条第 1 項ただし書の道と呼んでおります、オレンジ色で示した部分は都営住宅敷地内通路、黄色で示した部分が建築基準法第 42 条に規定する道路です。計画敷地は都営住宅敷地内通路から延びる幅員 4.2 メートルの私道に接しており、北側は市立田無第二中学校に接しています。また、都営住宅敷地内通路については幅員 5 メートルで、行き止まりではなく通り抜け可能な構造となっています。

恐れ入りますが 1 ページとばしてページ番号 3 をご覧ください。こちらは現況図になります。東側に建築基準法第 42 条第 1 項第 1 号道路から私道と都営住宅敷地内通路の道の分岐までは延長約 37 メートル、分岐から道の終端までは約 28 メートルです。また、都営住宅敷地内通路及び計画敷地前面の道はアスファルトで舗装されています。

ページ番号 4 をご覧ください。こちらは法第 43 条第 1 項ただし書の道の詳細を示した図になります。法第 43 条第 1 項ただし書の道については建築物を将来にわたり築造せず維持管理する協定が組まれています。

右上に公図の写しを記載しております。協定は 2795-12、-61、-62 及び-63 の 4 筆を対象として組まれています。各筆の所有権者は表の通りで、権利者 7 名全員が協定に参加しております。また、私道部分は 4 筆全て公衆用道路として登記されています。

私道部分は、繰り返しになりますが道路状に舗装整備されており、道の維持管理については支障ないと判断できます。私道部分の延長は、幅員 5.0 メートルの都営住宅外周通路との交差点から 35 メートル以内です。また、都営住宅敷地内通路については、管理者である東京都の都市整備局都営住宅経営部資産活用課より、建築基準法第 43 条第 1 項ただし書の適用に対して支障がないこと、当該都営住宅は当面現状のまま維持され、外周通路のあり方に関しては今後も当市と協議するとの回答を得ております。

恐れ入りますが戻りましてページ番号 3 をお開きください。右側の写真 6 をご覧ください。こちらは敷地側から北側の市立第二中学校を見た写真です。計画敷地と中学校敷地の間には高さ 1.2 メートル程度のフェンスがあります。非常時には本件敷地北側に接する西東京市立田無第二中学校敷地に避難することで、2 方向避難が可能です。

恐れ入りますが戻りましてページ番号 2-2 をご覧ください。こちらは配置図になります。

本計画建築物は外壁面から有効幅員 50 センチメートル以上の空地を確保しております。ページ番号 5-1 をご覧ください。こちらは 1 階平面図になります。

波線で延焼のおそれのある部分を表現しており、延焼のおそれのある部分には防火設備を設置する計画となっています。

ページ番号 5-2 をご覧ください。こちらは 2 階平面図になります。

2 階は全て延焼のおそれのある部分になっており、外壁の延焼の恐れがある開口部全てに防火設備を設置する計画となっています。

ページ番号 5-3 をご覧ください。こちらは立面図になります。

左下に仕上げ一覧を記載しております。計画建築物は法第 22 条に基づき特定行政庁が指定する区域内に位置し、延焼のおそれのある部分の外壁及び軒裏を防火構造とする計画となっております。

恐れ入りますが、冒頭の議案書にお戻りください。下段の「3 特定行政庁の所見」をご覧ください。

繰り返しになりますが、私道部分は都営住宅敷地内通路に接続されているため、9月から施行予定であります西東京市建築基準法第43条第1項ただし書許可に関する審査基準（案）に該当しませんが、現状道路状に舗装整備されており、道の維持管理については支障ないと判断できます。私道部分の延長は、幅員5.0メートルの都営住宅敷地内通路との交差点から35メートル以内です。非常時には本件敷地北側に接する西東京市立田無第二中学校敷地に避難することで、2方向避難が可能です。当該建築物は、延焼のおそれのある部分の外壁及び軒裏を防火構造とし、建築物の外壁面から幅員50センチメートル以上の空地を確保しています。

以上のことから、当該許可申請の建築計画は、交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないものと認め、許可したいと考えております。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員

議案第1号について、委員の皆様からご意見、ご質問があればよろしくお願いします。

○委員

3点ほどあります。

2-1の案内図において、市全体の案内図を入れていただきたい。

○事務局

次回より対応いたします。

○委員

2点目として、都営住宅は一団地認定を受けているのか。

○事務局

確認はしていないが、おそらく一団地認定を受けていると思われます。

○委員

都営住宅の外周道路も入っているということですね。

○事務局

そうです。

○委員

3点目だが、特定行政庁として、二方向避難は許可条件の中に入れるのか。義務的にやらせるのか。

というのは、フェンスは1メートルあるが、これは、申請者フェンスなのか、それとも学校側のフェンスなのか。

二方向避難をさせる場合にフェンスへ門扉をつけさせる場合がある。もし、自分のものであれば、内側の方に門扉をつければ、二方向避難もできる。1メートルのフェンスは結構高い。お年寄や小さい子供がこれを飛び越えていくのは不可能だと思う。二方向避難を義務付けるならば、門扉をつけさせたほうがよいのかと思う。

○事務局

学校側ですので、学校側に門扉を付けるのは、セキュリティ上、難しいと思われます。

○委員

フェンスが自分のものであれば門扉を付けないにしても、フェンスを切ることは出来るのではないか。

学校のフェンスであると不可能だと考えられるが。

写真6のフェンスはずっと存在しているのか。

○委員

多分、学校ですから、自分の敷地境界に建てると思う。

○委員

一応、二方向避難の意見として伝えておきます。

○委員

二方向避難の考え方は、これでも二方向避難は確保できているという判断なのか。

○事務局

必ずしも門扉がなかったとしても乗り越えられる程度であれば2方向避難として認めていくという考え方です。

○委員

ブロック塀で、もっと高かった場合はだめということですね。

○事務局

そのような場合は、何かしらの乗り越えられる設備を設けるなどを検討して判断をしていきたいと考えています

○委員

状況に応じてということは結構幅が広そうですね。

○委員

ほかにありませんか。

○委員

二方向避難について、2-2 を見ていると途中で切れているので学校側のフェンスがずーっと繋がっているのか分からないが、真夜中に火事が起こった場合に子供や動けない老人がいるわけですよね。1メートルのフェンスから飛び降りるのは相当な勇気がいると思う。パニックになっている時にそのようなことが出来るのか。どっか切れていて抜けられる余地があるのかどうか。

フェンスは学校のものだと思うが、抜けられるところがないということを二方向避難として考えていいのかどうか。子供が跨げるくらいであればいいが。それだとフェンスの意味がない。

それから、フェンスと境界線の間は 50 センチメートルなのか。

○事務局

はい、約 50 センチメートルあります。

○委員

50 センチメートルでどこまで逃げられるか。いざという場合、子供やお年寄りで足が遅かった場合どうするかを考えていただければと思います。

次に、(2) 回答を確認していると言っているんですが、回答を確認したのは御庁でよろしいですか。

○事務局

はい。

○委員

それから、4 ですね。公図に 2795-72 については 43 条 1 項ただし書きの道に入っているようなのですが、協定に係る地番の中からは抜けているようだがどうか。

○事務局

2795-72 の筆については、今回の道には入っていません。

○委員

2795-72 は上のほうですか。わかりました。

○委員

ほかにありませんか。

○委員

学校の敷地の写真 6 なんですけど、フェンスの奥にネットがある。

ネットはかなり高いのでは。

○事務局

フェンスとネットの間に 60 センチメートルの隙間があります。また、本敷地の 5 メートル位行ったところでネットは切れていましてそこから学校の校庭に入れます。

○委員

フェンスを何とか乗り越えられれば避難できるのか。

○事務局

そうです。

○委員

フェンスは、ずーっと続いているのか。

○事務局

フェンスは、ずーっと続いています。

○委員

2-2 の配置図、道路と設計 G L、地盤との高さだが、基本的には建築基準法では宅地を原則高くする

事としているが、ほぼ 0 になっている。道路に降った雨が敷地に逆流してくるのではないかとと思われる。

○事務局

同じく 2-2 の図、南側の敷地境界を見ていただき、道と敷地の間には、道に L 形側溝を設置しており、こちらで宅地内への流入を防いでいます。

敷地内については、宅地内処理になっております。

○委員

道路の排水は L 型以外に排水路として U 字溝などあるのか。溜まったものはどこに流すのか。地盤がフラットなので溜まった水は敷地に入ってきてしまうのではないかと。図面の右側に BM±0 設計 G L -60 となっているので多少勾配はついているのだと思うが、申請者には注意するようにお伝えください。

43 条ただし書きを使う宅地については、生活インフラとしての下水、水道、ガスが来ていない場合が非常に多く、申請者がどこまで理解できているのか分からない。確認もせずに下水本管に流しますと書いてくる事があるため、はっきりしないまま書いてくる申請者がいる。生活インフラもそこまで持っていくと明示させるべきだと思うがいかがか。

○事務局

今後明記させるようにします。

○委員

フェンスについて、学校のフェンスということでよいのか。

○委員

4 ページの図面を見ていただくとわかるのですが、申請地の上側を見るとコンクリートの図がある。これはフェンスの基礎だと思う。

○事務局

2-2 の図面で北側にコンクリート境界杭が東側に入っていて、そこが本申請敷地の境界になりまして、その先に土留めがありますので学校のフェンスということになります。

○委員

市として二方向避難の考え方ですが、もし、学校側に避難できるような状況ではない場合、この条件は満たせないのか。

○事務局

北側が民地や一戸建ての場合は、先ほど委員がおっしゃられたとおり、扉をつけるなり、随時避難が出来るように指導していきたいと考えております。

今回は学校の校庭であり、フェンスの高さも 1.1 メートル程度であり避難できると判断をしております。民地であれば、扉等の設置を求めます。

○委員

学校側の手承は取るのか。

○事務局

学校側の手承は取っていない。

○委員

その住民が、二方向避難を求められており、建築審査会は学校側に避難する事を条件にして同意するため、学校へ手承を得るということはしなくてもよいのか。

例えば、フェンスがもっと高く作り直されてしまう場合などがあると思うのですが、二方向避難の考え方をどこまできちっとを求めるのかが分からない。

○事務局

校庭ですので、避難場所になっているとは思いますが避難することは学校側として問題がないと思います。

フェンスを作り直すことには問題がありますので、学校側に申し入れなどしてこのような状況ということとは伝えていきたいと思っております。

○委員

東京都では、申請地の両サイドについても同様に二方向避難を求めていると思う。両サイドはどのような許可条件を出していたのか。二方向避難について同じことを指導していたと思っておりますので、それを参考

にしながら二方向避難の指導をされたらどうか。

○事務局

過去の東京都の許可は一括同意基準に該当していたので、二方向避難は求めておりませんでした。

○委員

隣地との境界はどのようなになっているのか。

○事務局

東側はコンクリートブロックが建っています。西側は、親戚同士という事でフェンス等は何もありません。

○委員

親戚同士であれば非常時に隣地側に避難することも可能だということですね。

○事務局

はい。

○委員

申請地でなにかあった場合でも親戚同士なので隣地に逃げて親戚同士で協力することは可能ということか。

○事務局

可能です。

○委員

そうで、あればフェンスがしっかりしたものでも二方向避難は可能だということか。

○事務局

西側については、逃げられるということになります。

○委員

西側と協力しあうことは可能だと。

乗り越えるのではなく非常時に乗り越えられる装置を、例えば、はしごとか階段とかすぐに持ち出せる装置を付けさせるというのもひとつの手だと思います。申請者に指導をしていただければ二方向避難は可能だと思います。

○事務局

その旨、申請者に指導していきます。

○委員

ちょっとした工夫で出来るかと。申請者にも努力していただければと思います。

それと図面に「非常時中学校側に避難可能」と記載されているのですが設計者側が勝手に記載していることがあります。学校に挨拶に行っているとか聞いていますか。

公共施設ですから非常時は逃げてくるとは思いますが、記載するのであれば学校なり教育委員会なりに挨拶をさせるのが良いと思います。

○事務局

わかりました。

○委員

懸案になっているのは二方向避難のことだと思います。なかなか、避難が容易に行えるようちょっとした工夫をしていただき、避難の容易性を確保していただくよう、申請者に伝えてください。

ほかにございませんでしょうか。

それでは、無いようですので同意議案についての説明とこれに対する質疑を終了します。

これより、評議に移ります。

(評議については非公開)

議案第1号法第43乗第1項ただし書許可同意案件については、原案通り同意することとする。

次に議題4その他に入りますが会議の傍聴希望はありますか。

○事務局

傍聴希望はございません。

○委員

それでは、議題 4 その他について事務局から説明をお願いいたします。

○事務局

資料 3 議案書の添付資料についてをご覧ください。こちらにつきましては、建築審査会が各許可の同意を行なうにあたり、必要となる添付書類の取扱いは、次のとおりとし、建築審査会において必要に応じ添付資料の追加・添付を求めるものとします。1 番目、許可同意議案への基本添付書類、すべての同意許可議案に対しての添付書類につきましては（1）から（8）の 8 種類の資料を添付させていただきたいと思っています。2 番目、同意内容によって追加する必要があるものとし、（1）から（10）の各同意内容によって、追加で必要になる資料をあげさせていただいております。こちらの資料を追加で添付してくださいというものでございます。3 番目、事前送付資料につきまして、各委員に事前送付させていただきます議案資料について、案件によっては、膨大な資料になってしまうことがありまして、今後の取り扱いにつきましては、添付資料のうち、許可申請理由書、案内図、配置図、現況図及び協定図を送付させていただきたいと思います。今後の取り扱いにつきまして、当日の必要とする資料及び事前送付資料の内容につきまして、ご了承していただきたいと考えております。よろしくお願いいたします。

○委員

ただいまの説明に関しまして委員の方から御質問、御意見がありましたらよろしくお願いいたします。

○委員

協定図というのはどのようなものになりますか。

○事務局

今回の資料でいきますと 4 ページになります。

○委員

事前送付資料なんですが、今回の議案の資料の量ならばダウンロードすることができるのですが、資料がかなり多くなった場合ダウンロードするのが大変なので文書で送付していただきたいと思います。

○委員

そのように取り扱いよろしくお願いいたします。今後、資料については、これでスタートしていただき、何かあればそのときに考えるということをお願いいたします。

引き続きまして、その他、次回の開催につきまして事務局からお願いいたします。

○事務局

次回の開催は、6 月 15 日木曜日午後 2 時 保谷庁舎第 1 会議室になります。

○委員

他にございますか。

それでは、無いようなので建築審査会は終了させていただきます。